十日町市監査委員公表第２号

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和２年 11 月２日

十日町市監査委員　水　落　雅　史
十日町市監査委員　宮　澤　幸　子

監 査 結 果 報 告

１　監査対象

特定非営利活動法人　市民活動ネットワークひとサポ

管理施設名 ①十日町市市民交流センター　②十日町市市民活動センター
③十日町市まちなかステージ立体駐車場

２　監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

３　監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取して行った。

４　監査の実施場所及び期間

実施場所　十日町市監査委員事務局事務室及び十日町市市民交流センター会議室
予備監査　令和２年９月７日から令和２年 10 月 15 日
本 監 査　令和２年 10 月 16 日

５　監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。

なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

６　意見

受託事業については、自主事業と分けて帳簿を整備するとともに、収支報告書などの各種提出書類を施設ごとに作成するよう改善いただきたい。

所管課においては、組織の横断的な協議や取組を実施し、指定管理者に対して適切な管理・助言指導を行うよう要望する。

施設の利用率・利用者数を向上させるため、利用者団体との連携をより高め、中心市街地の中核施設として、更に魅力ある施設となることを期待する。